

現在の位置: [トップページ](#) > [生活ガイド](#) > [子育て・教育](#) > [入学等にあって](#) > 指定校変更・区域外就学

指定校変更・区域外就学

更新日 平成24年1月23日

指定された学校以外に通学したいときは

豊島区では、お子さんの就学に際して、住民基本台帳の住所により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定しています。
(この学校を指定校といいます。)

何らかの理由で、指定校以外の学校を希望する場合、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる制度を設けています。

 [指定校変更の審査に係る処理基準\(PDF形式 14.7KB\)](#)

 [区域外就学の審査に係る処理基準\(PDF形式 15.6KB\)](#)

指定校変更

豊島区に住民登録されているかたが、指定校以外の豊島区立小・中学校へ通学する制度です。

[指定校変更許可基準\(別表1\)](#)

区域外就学

豊島区に住民登録されていないかたが、豊島区立小・中学校へ通学する制度です。

[区域外就学許可基準\(別表1・2\)](#)

現在、下記の学校は、収容人数上の理由により、指定校変更・区域外就学の受け入れを制限しています。

小学校: 仰高小学校、目白小学校 中学校: 巣鴨北中学校、千登世橋中学校

詳しい申請手続きは、学校運営課学事係までお問い合わせください。

なお、豊島区に住民登録されているかたが、区外の学校を希望する場合は、希望する学校の所在地の教育委員会で手続きをしてください。

このページに関するお問い合わせ

教育総務部 学校運営課 学事係

電話: 03-3981-1174

[Eメールでの問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

指定校変更の審査に係る処理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）における学校教育
施行令（昭和28年政令第340号）第6条に基づく指定校変更の審査について、
必要な許可基準および事務処理手続きを定める。

(申請手続)

第2条 保護者は、教育委員会に指定校変更の申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、指定校変更申請
に別表1に定める許可基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委
員会に提出しなければならない。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、別表1に定める許可基準により審
査を行い、指定校変更の申請を許可することができる。

(照会等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更を許可する場合には、関係学校長
およびその関係者に意見照会または、事実関係の照会を行うことができる。

(通知)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、指定校変更通知書に
より、学校長に通知する。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、指定校変更の許可を取消
することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定校変更の許可を受けたとき。
- (2) 指定校変更の許可に付した条件に違反したとき。

現在の位置: [トップページ](#) > [生活ガイド](#) > [子育て・教育](#) > [入学等にあって](#) > [指定校変更・区域外就学](#) > 指定校変更許可基準

指定校変更許可基準

更新日 平成24年1月23日

別表1(第3条関係)許可基準

通則

指定校変更による児童・生徒の通学方法は、身体的な事情その他やむを得ない事情がある場合を除くほか、原則として徒歩とする。

許可事由	基準	必要書類(確認方法)
身体的事情	身体障害、病虚弱、慢性疾患などにより、通学距離上、最短距離の区内の学校に通学させる必要がある場合、また、長期の通院治療のため病院の最寄りの学校へ通学する必要がある場合。	医師の診断書、障害手帳の写し等障害の程度、身体状況等が確認できるもの
家庭の事情 (保護者の勤務地)	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 小学校第1学年から第3学年までの児童の保護者の経営する区内店舗その他の事業所・勤務先(以下「店舗等」という。)での就業時刻が夜間におよび、店舗等が事実上の生活の本拠となっているため、児童への適切な監護を行うため店舗等の近くの小学校に通学させる必要があると認められる場合。 2. 通学時間がおおむね30分程度で、特に児童の負担が生じないと認められるとき。	営業許可証、勤務証明書等の事実を証明するもの
家庭の事情 (保護者の共働き、又は、ひとり親家庭)	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 小学校第1学年から第3学年までの児童の保護者が共働き又はひとり親家庭で、保護者の就業時刻が夜間におよび、下校後又は学童クラブ終了後、区内の祖父母等親戚が一時保護し、児童への適切な監護を行うために祖父母等親戚宅の近くの小学校に通学させる必要があると認められる場合。 2. 通学時間がおおむね30分程度で、特に児童の負担が生じないと認められるとき。	1. 営業許可証、勤務証明書等事実を証明するもの 2. 祖父母等児童を保護する者の誓約書
区内転居予定	おおむね3ヶ月以内又は1学期以内への転居が相当程度確実に予定されている場合で、学年又は学期の当初から転居予定先の指定校に通学することが望ましいと認められるとき。	売買(賃貸)契約書、建築確認書の写し等転居予定先、転居予定日(家屋等引渡し日)が確認できるもの
隣接学区区域へ転居	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 区立学校在学中に隣接学区区域へ転居し、指定校に通学することが児童・生徒にとって負担となる場合で、現に在籍する学校に引き続き通学させる必要があると認められるとき。 2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に児童・生徒の負担が生じないと認められるとき。	特になし
隣接学区区域以外へ転居	小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒が、区立学校在学中に隣接学区区域以外へ転居し、現に在籍する学校に卒業するまで引き続き通学させることが望ましいと認められる場合。	特になし
卒業小学校の学区域中学校への就学 (中学校のみ)	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 豊島区立の卒業小学校の学区域の中学校(指定校である小学校の学区域の中学校と隣接学区域の中学校に限る。)への入学を希望する場合。 2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に生徒の負担が生じないと認められるとき。	特になし
兄弟姉妹	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。	特になし

通学上の安全	1. 兄弟が区立学校在学中に豊島区隣接学区への転居を事由とする正規の指定校変更の許可を得ている場合で、弟妹を兄弟が現に在学する学校と同一の学校に入学させることを希望する場合(但し、兄弟が最終学年で弟妹が翌年度の新入学予定者である場合を除く。) 2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に児童・生徒の負担が生じないと認められるとき。	特になし
いじめ、不登校等の特殊事情	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 指定校への通学が、距離、時間又は通学上の安全確保の観点から、支障があると認められたとき。 2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に児童・生徒の負担が生じないと認められるとき。	在籍(受入れ)学校長、教育指導主事、教育相談等の意見
	上記に掲げるもののほか、指定校変更することにより特に児童・生徒の負担が生じないと認められる場合であって、区内の他の学校に通学させる必要があると教育委員会が認めるとき。	教育委員会が必要と認める書類

このページに関するお問い合わせ

教育総務部 学校運営課 学事係

電話:03-3981-1174

Eメールでの問い合わせは専用フォームをご利用ください。

小・中学校

指定校変更と区域外就学

掲載開始日: 2009年10月09日

最終更新日: 2012年04月01日

1. 学校の指定について

児童・生徒の小・中学校の就学については、教育委員会が住民基本台帳の住所により、就学すべき学校を指定することとなっております。この指定された学校を「指定校」といいます。

児童・生徒のみなさんには、原則として指定校に入学していただくことになります。

2. 指定校変更と区域外就学について

特別な事情があつて、指定校以外の学校に就学する場合に指定校変更・区域外就学という制度がありますので教育委員会にご相談ください。なお、いずれの制度も許可基準を定めています。

● 指定校変更

北区に住民登録がある方で、指定校以外の北区立小・中学校へ通学する制度。

● 区域外就学

北区外に住民登録がある方で、北区立小・中学校へ通学する制度。

両制度とも許可基準は添付ファイルをご覧ください。詳しくはお問い合わせ願います。

3. 手続方法

添付書類、印鑑をお持ちの上、教育委員会の学校支援課学事係で手続きをお願いいたします。添付書類は許可基準にあるとおりですが、事由によっては、その他の添付書類が必要になる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

なお、現状で教室数の不足等により、指定校変更、区域外就学の受け入れを制限している場合もあります。現在の受け入れ制限校については下記の「4. 受け入れ制限」をご覧ください。

4. 受け入れ制限

教室数の不足等により、指定校変更、区域外就学の受け入れを制限する場合があります。

なお、受け入れ制限をしている学校であっても、次の場合のみ受入可能です。

・直近の学期内に転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合(基準番号3)

・転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合(基準番号3)

* 現在、受け入れ制限のある小学校

○王子小学校

制限内容: 現3年生と現4年生の指定校変更・区域外就学

○王子第一小学校

制限内容: 現1年生の指定校変更・区域外就学

○赤羽小学校

制限内容: 現1年生と現2年生と現4年生の指定校変更・区域外就学

○西浮間小学校

制限内容: 現2年生と現4年生の指定校変更と、全学年の区域外就学

○滝野川小学校

制限内容: 現4年生の指定校変更・区域外就学

*** 現在、受け入れ制限のある中学校**

○王子桜中学校

制限内容: 全学年の指定校変更・区域外就学

○明桜中学校

制限内容: 現1年生と現3年生の指定校変更と、全学年の区域外就学

○稲付中学校

制限内容: 現1年生の指定校変更・区域外就学

○赤羽岩淵中学校

制限内容: 全学年の指定校変更・区域外就学

5. 平成22年度からの指定校変更・区域外就学許可基準について

平成18年12月に施行された改正教育基本法および平成21年9月の東京都北区立学校適正規模等審議会からの答申の趣旨をふまえて、指定校変更・区域外就学の許可基準を見直し、平成22年度の新入学から適用しています。

許可基準の内容については、添付ファイル「指定校変更・区域外就学許可基準」をご覧ください。

*** 改正教育基本法と東京都北区立学校適正規模等審議会の答申について**

○平成18年12月に施行された改正教育基本法

「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」(第13条)

○平成21年9月の東京都北区立学校適正規模等審議会の答申

「地域の子どもは地域で育てる、地域で守る等の視点から、引き続き区域内就学、すなわち就学すべき小学校を住所地により指定する指定校制度を堅持していくとの前提に立ち、原則として地域の子どもが地域の小学校に通う仕組みとなるよう指定校変更制度について早急に見直しを行うことが望ましい」

添付ファイル

[指定校変更・区域外就学許可基準](#) (PDFファイル 73.43KB)

お問い合わせ先

教育委員会事務局 学校支援課 学事係

電話番号: 03-3908-9294 FAX: 03-3906-8755

東京都北区王子本町1-2-11北区役所第二庁舎2階

[このページの情報に関してメールでのお問い合わせはこちらへ](#)

指定校変更・区域外就学の許可基準

基準 番号	区分	事由	添付書類	対象	適用区分
1	身体的理由	身体障害、病虚弱、慢性疾患などにより、通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合、また、長期の通院治療のため病院の最寄りの学校へ通学する必要がある場合	身体障害者手帳 診断書	小学校 中学校	指定校変更 区域外就学
2	通学の安全	指定校への通学が、距離・時間・通学上の安全確保等の観点から支障があると認められる場合		小学校	指定校変更
3	転居	直近の学期内に転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合	売買契約書 賃貸借契約書等	小学校 中学校	指定校変更 区域外就学
		転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合			
4	家庭環境	兄弟姉妹が在学している学校に通学を希望する場合		小学校 中学校	指定校変更 区域外就学
		保護者の就労等の理由により下校後の帰宅先が保護者の就労先や近親者宅等で、その最寄りの学校に通学することがやむを得ないと認められる場合	保護者の就労・営業状況を確認できるもの、近親者預かり同意書等	小学校 中学校 (近親者の場合は小学校のみ)	
5	教育的配慮	いじめ・不登校等のため指定校に通学することが困難な場合など、教育的配慮が特に必要であると判断される場合		小学校 中学校	指定校変更
		通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校(※1)を卒業する場合で、その複数の中学校の中のいずれかの中学校を希望する場合(基準番号6に該当する場合を除く)		中学校	指定校変更 区域外就学
6	学校ファミリー	中学校入学時において、指定された中学校が卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校と異なるときに、当該サブファミリー内の中学校を希望する場合		中学校	指定校変更 区域外就学
7	部活動等	指定校又は居住地の区市町村の中学校に希望する部活動がない場合、また、地域でのクラブ活動等を継続するために指定校変更が必要な場合		中学校	指定校変更 区域外就学
8	その他	その他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合		小学校 中学校	指定校変更 区域外就学

※1 桐ヶ丘郷小、清水小、赤羽小、神谷小、稲田小、王子第二小、柳田小

(注) 区域外就学(北区外からの就学)の申請には、別途、本人と保護者の記載のある住民票が必要になります。



区政は区民を幸せにするシステム

[荒川区トップページへ](#)

[サイトマップ](#)

[検索](#) [検索について](#)

[暮らしの情報](#)

[施設案内](#)

[区政情報](#)

[事業者向け](#)

[おすすめ観光情報](#)

[現在のページ](#) [トップページ](#) → [暮らしの情報](#) → [教育](#) → [区立小・中学校](#) → [指定校変更と区域外就学](#)

指定校変更と区域外就学

更新:2012年6月22日

指定校変更と区域外就学について

荒川区教育委員会では、学校選択制度により入学又は転入学の当初に選択した学校を就学すべき学校として指定します。この指定された学校を「指定校」といい、指定校以外の公立学校に入学を希望される方は、指定校変更及び区域外就学の申し立てをする必要があります。

指定校変更及び区域外就学は、学校運営上または施設の受入状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合に許可していますので、学校選択制度による公開抽選の実施等により入学や継続通学が認められない学校があります。

詳細は教育委員会学務課へ問い合わせてください。

指定校変更とは

荒川区に住民登録がある方で、各家庭の事情、その他特別な理由をもって、指定校以外の荒川区立小・中学校へ通学することです。

指定校変更の注意事項

通学の経路・方法を明確にし、通学途上の安全については保護者が確保することが条件となります。

原則として受入制限校や抽選実施校(学年)への指定校変更はできません。

住所に居住していない等、申請内容や申請理由及びこれを証明する書類に虚偽があった場合は、指定校変更を取り消し、指定された学校に就学することとなります。

[指定校変更取扱基準はこちらからご確認いただけます。\(PDF:45KB\)](#)

区域外就学とは

各家庭の事情、その他特別な理由をもって、荒川区以外に住民登録がある方が荒川区立小・中学校へ通学することです。

区域外就学の注意事項

手続きには住民票(世帯全員の記載があるもの)1通が必要です。

通学の経路・方法を明確にし、通学途上の安全については保護者が確保することが条件となります。

原則として受入制限校や抽選実施校への区域外就学はできません。

住所に居住していない等、申請内容や申請理由及びこれを証明する書類に虚偽があった場合は、区域外就学を取り消し、指定された学校に就学することとなります。

 [区域外就学取扱基準はこちらからご確認ください。\(PDF:51KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Readerのダウンロードへ](#)

関連情報

- [▶ 区立小学校](#)
- [▶ 区立中学校](#)
- [▶ 学校選択制度の概要](#)
- [▶ 転居に伴う転入学手続き](#)
- [▶ 荒川区立小・中学校へ入学しない場合の手続き](#)

お問い合わせ

学務課学事第一係
荒川区荒川二丁目2番3号
電話:03-3802-3111(内線3331~3)

この情報は皆さまのお役に立ちましたか？

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

この情報は皆さまのお役に立ちましたか？ 5点満点で評価してください。

点数: 5 4 3 2 1

[送信](#)

[▲ このページのトップに戻る](#)

[荒川区ホームページについて](#)

[個人情報の保護について](#)



[▶ 情報が見つからないときは？](#)

荒川区役所

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号 電話:03-3802-3111(代表) ▶ [区役所交通案内](#)

指定校変更取扱基準

基 準		必要書類等	適用区分
身体的事由	①特別支援学級に入級するため、その学級が設置されている学校へ入学を希望する場合 ②慢性疾患等により、希望校区域内の病院に長期間、定期的に通院加療が必要と認められる場合 ③心身に障がい(病弱を含む)があるため、希望校への就学が望ましいと認められる場合	①就学相談 ②③診察券、診断書等	小・中
家庭環境の事由	①保護者の長期通院加療及び療養等により、住宅地以外で一時的又は長期の保護をする必要があり、そこから通学することが望ましいと認められる場合 ②保護者が住所地以外に店舗・工場等を営み、事実上生活の本拠となっており、そこから通学することが望ましいと認められる場合 ③共働きなど保護者の就労により、下校時又は登校前にやむを得ず児童を親類等に預けるため、そこから通学することが望ましいと認められる場合 ④共働きなど保護者の就労により、保護者の勤務地近くの学校に通学することが望ましいと認められる場合	①世帯分離(単身)就学理由書 ②営業許可書等 ③④勤務証明書等	①②小・中 ③④小のみ
部活動に係る事由	指定校に希望する部活動がない等、部活動に特別な配慮を要する必要がある場合		中のみ
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が現に在学しており、同一の学校に通学させることが望ましいと認められる場合		小・中
地理的事由	通学区域境等であり、通学距離・時間上至近で、かつ、通学上の安全が確保される場合		小・中
転居予定	近い将来転居することが確定しており、前号に定める地理的事由に該当する等の理由により、当初から転居先の学校に通学することが望ましいと認められる場合	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書、建築確認書等	小・中
教育上の配慮	①いじめ・不登校等学校生活に起因して、在籍校に通学することが困難となっている状況がある場合 ②本人の性格上など、交友関係を考慮することが、特に必要と判断させる場合 ③その他の事情により特に配慮が必要場合	校長意見書	小・中

指定校変更は、学校運営上または施設の受入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合に許可しています。

[トップページ](#) > [子ども・子育て・教育](#) > [大好き！いたばしの学校](#) > [入学・転校・転入](#) > 小中学校入学・転校
手続き

子ども・子育て・教育

小中学校入学・転校手続き

公開日:平成20年4月1日

最終更新日:平成24年7月20日

板橋区内にお住まいの方

<入学手続き>

板橋区では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定めています。なお、区では、通学区域の学校への入学を基本としたうえで、保護者が学校を選択したいという意思を尊重し、「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」を通じて学校の活性化を図るために学校選択制を実施しています。

小学校新1年生と中学校新1年生の方が、通学区域外の学校を選択する場合は、8月下旬に送付する選択希望票の提出が必要となります。

詳しくは、「[学校選択制の概要](#)」をご覧ください。

<転校手続き>

板橋区内での転居により、転校する必要がある場合には、現在通学している学校が発行する「在学証明書」と「教科書給与証明書」の書類が必要になります。

転居先の通学区域の学校に転校する場合には、転居届の窓口で、上記の書類を提示することにより、「転入学通知書」が発行されますので、それを学校へ直接提出してください。

転居先の通学区域の隣接校に転校を希望する場合や、転居以外の理由で転校を希望する場合には、教育委員会学務課の窓口で申請する必要があります。詳しくは、お電話でお尋ねください。

板橋区へ転入予定の方

板橋区では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定めています。通学区域外の学校を選択することもできます。(希望先の学校の状況により選択できない場合もあります。)

必要な手続き等につきましては、「[板橋区へ転入される方の転校手続き](#)」をご覧ください。

このページをFAXでご覧いただいている方

次のページについてもFAXで内容を出力することができますのでご利用ください。

- ・ [学校選択制の概要](#)
- ・ [板橋区へ転入される方の転校手続き](#)

東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則

平成15年9月29日

東京都板橋区教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、天津わかしお学校を除く板橋区立小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の就学事務に関して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号、以下「施行令」という。）第5条第2項に定める就学指定、施行令第8条に定める就学指定の変更及び施行令第9条に定める区域外就学に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、学校教育法（昭和22年法第26号）及び施行令において使用する用語の例による。

2 次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学区域 区立学校ごとに定めた区域をいい、別表第1、2のとおりとする。
- (2) 受入可能数 施設状況や将来の人口予測等を考慮して教育委員会が定めるもので、各学校が新たに児童等を受け入れることができる人数をいう。
- (3) 調整区域 通学区域を変更した区域で、教育委員会が別に指定した区域をいう。

(学校選択)

第3条 次に掲げる就学予定者の保護者は、施行令第5条第2項の規定に基づく就学すべき学校の指定（以下「就学指定」という。）を受ける前に、就学を希望する学校を、小学校にあっては別表第3に定める隣接校（以下「隣接校」という。）から、中学校にあっては全ての区立学校から選択すること（以下「学校選択」という。）ができる。

- (1) 10月1日に、板橋区内に住所を有する就学予定者
- (2) 教育委員会が別に指定する期日までに、板橋区内に転入した就学予定者
- (3) その他教育長が特に必要と認めた者

2 保護者が学校選択を行う場合は、教育長が別に定める書面を教育委員会に提出することにより行うものとする。ただし、就学予定者の住所が属する通学区域内の区立学校（以下「通学区域校」という。）を選択する場合は、提出を省略することができる。

3 教育委員会は、提出期間内に保護者から書面が提出されない場合、通学区域校を選択したものとみなす。

(就学指定)

第4条 保護者が通学区域校を選択した場合は、教育委員会は、通学区域校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

2 保護者が隣接校又は通学区域外の区立学校を選択した場合において、選択した者の数（以下「選択者数」という。）が受入可能数から前項の通学区域校の選択者数を控除した数（以下「受入可能残数」という。）以下のときは、教育委員会は、選択した区立学校（以下「選択校」という。）を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

3 保護者が隣接校又は通学区域外の区立学校を選択した場合において、教育委員会は、選択者数が受入可能残数を超えるときは、原則として抽選を行い、当選した者については選択校を、落選した者については通学区域校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

4 隣接校を選択した者又は通学区域外の区立学校を選択した者のうち、兄弟が当該選択校に翌年度在学予定の場合、前項の規定にかかわらず、抽選を経ずに選択校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。ただし、兄弟が当該選択校に翌年度在学する予定の者の数が受け入れ可能残数を超える場合は、前項の規定を準用する。

5 第2条第2項第3号に定める調整区域に住所を有する者で、当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校を選択した者は、第3項の規定にかかわらず、抽選を経ずに選択校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。ただし、前項の規定による区立学校の指定後において、当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校選択者数が受入可能数を超える場合は、第3項の規定を準用する。

(公開抽選)

第5条 前条第3項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の抽選は区立学校毎に公開で行い、対象者全員を抽選結果に基づいて順位づけし、上位の者から受入可能残数に達するまでの者を当選者とする。

2 落選した者については、教育委員会が別に定める期日まで補欠として登録し、上位の者から入学辞退者数に応じて繰り上げて当選者とする。

(情報の提供)

第6条 教育委員会は、学校選択に必要な情報の提供に努めなければならない。

(転入者等の就学指定)

第7条 第3条第1項第2号に定める日以降に転入した就学予定者又は施行令第6条に掲げる者が就学指定を受ける場合は、第3条から前条までの規定を準用するものとする。

(就学予定者に係る就学指定校の変更)

第8条 就学指定を行った日から入学期日までに、次の各号のいずれかに該当する就学予定者の保護者が、就学指定校の変更を申し出た場合は、教育委員会は、施行令第8条の規定に基づき、就学指定校を受入可能数が就学予定者数を上回る区立学校(以下「受入可能校」という。)に変更することができる。

- (1) 第5条第2項の規定により補欠として登録された者
- (2) 転居し又は転居予定である者
- (3) その他教育長が特に必要と認めた者

(就学予定者以外の者に係る就学指定校の変更)

第9条 次の各号のいずれかに該当する区立学校に就学している児童等の保護者が、就学指定校の変更を申し出たときは、教育委員会は、施行令第8条の規定に基づき、その指定を変更することができる。

- (1) 健康上の理由がある場合
- (2) 住所地と居住地が異なる場合
- (3) 転居し又は転居予定である場合
- (4) 教育的な配慮を必要とする場合

(区域外就学の承諾)

第10条 次の各号のいずれかに該当する板橋区外に住所を有する児童等の保護者が、受入可能な区立学校への就学を希望したときは、教育委員会は、当該区立学校への就学を承諾することができる。

- (1) 翌年度の初めから、受入可能校の第一学年に入学を希望する場合
- (2) 現に児童等が、区立学校に在学している場合
- (3) 教育的配慮を必要とする場合
- (4) その他教育長が特に必要と認めた場合

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第9条並びに第7条及び第10条の規定中、就学予定者以外の者に係る部分については、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の規定（別表第1を除く。）は、就学予定者が平成24年4月1日以後に就学する場合について適用し、同日前に就学する場合については、なお従前の例による。

3 平成24年3月31日までの間に通学区域外の区立学校（小学校に限る。）を就学すべき区立学校として指定された者であって、同年4月1日以後も引き続き当該区立学校に在学する予定の者を兄弟とする就学予定者については、平成29年3月31日までの間に限り、兄弟在学学校を選択することができる。

付 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。